

16. 東北学院大学法学部履修細則

2023年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条及び東北学院大学履修規程（以下「履修規程」という。）第14条の規定に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）法学部学生の履修等に関して必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に定める単位を修得しなければならない。

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎 (必修科目4単位 選択必修科目6単位)	10単位
		知的基礎 (必修科目2単位 選択必修科目4単位)	6単位
		課題探究 (選択必修科目6単位)	6単位
	共通教養 科目	人文系(選択必修4単位)	4単位
		社会系(選択必修4単位)	4単位
		自然系(選択必修4単位)	4単位
外国語科目	第1類	必修	4単位
教養教育科目、外国語科目第2類・第3類（ベーシック英語を除く）、保健体育科目、留学科目（4単位まで）、他大学開講非専門教育科目			8単位
専門教育科目導入科目		選択必修	4単位
専門教育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		「演習一部」 「演習二部」 (卒業研究・論文)」必修	74単位
合 計			124単位

2 前項の卒業要件に係る単位の修得に関し、専門教育科目については第8類からは12単位まで、他学部・他大学開講専門教育科目については16単位まで算入を認める。

3 第1項の卒業要件に係る単位の修得に関し、導入科目については6単位を取得した場合には、2単位を専門教育科目に算入する。

(コース制)

第3条 法学部のコースは、政策・行政コース、企業法務コース、法律専門職コースとし、コース別の卒業要件は、次のとおりとする。

	政策・行政	企業法務	法律専門職
導入科目	4	4	4
第1類	8	6	8
第2類	16	18	16
第3類	4	2	8
第4類			
第5類			
第6類	4		
第7類	8	8	8
小計	44	38	44
残り単位数	34	40	34

2 3年次の4月の履修登録時にコースを選択する。ただし、4年次の4月の履修登録時に、コース変更願いを法学部長に提出し、法学部長が許可した場合に限り、コースの変更を認める。

(編入学生、転学部・転学科学生、再入学生の履修)

第4条 編入学生の履修については、編入学年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学生、転学部・転学科学生及び再入学生は、必要な指導を経た上で、編入学、転学部又は再入学した年度に、46単位まで履修登録をすることができる。

(編入学生及び転学部学生の単位認定)

第5条 編入学前の大学等で修得した単位については、法学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合において、単位認定は、別表1に従い包括認定を行うものとする。

2 転学部・転学科学生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第6条 大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、教授会の議を経て、30単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第7条 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第

13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて44単位を超えないものとする。

(法学部独自の単位認定)

第8条 次の各号に定める外国語の検定試験に合格し、申請があった場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を与えた上で、対応する外国語科目I Bの単位を与えることができる。

- (1) 実用フランス語技能検定3級以上
- (2) ドイツ語技能検定3級以上
- (3) 中国語検定3級以上
- (4) 「ハングル」技能検定3級以上

2 次の各号のいずれかの試験に合格した場合、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、単位認定の申請を行い、その申請が認められたとき、専門教育科目第8類法学専門技能の単位を与えることができる。

- (1) 司法試験予備試験
- (2) 司法書士試験
- (3) 弁理士試験
- (4) 行政書士試験
- (5) 宅地建物取引士試験
- (6) 土地家屋調査士試験
- (7) 不動産鑑定士試験
- (8) マンション管理士試験
- (9) 社会保険労務士試験
- (10) 公認会計士試験
- (11) 税理士試験
- (12) 法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験
- (13) 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験

(早期卒業)

第9条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(事務)

第10条 この細則に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改 廃)

第11条 この細則の改廃は、法学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 1 (第5条関係)

◆第3学年次編入学生の包括認定(同系統出身者包括62単位、異系統出身者包括56単位)

1 同系統出身者 包括62単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く32単位認定。
外国語科目第1類		4	4	0	
教養教育科目、外国語科目第2類・第3類(ベーシック英語を除く)、保健体育科目、外国人及び帰国生科目、留学科目(4単位まで)、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	8	0	
導入科目		4	4	0	
専門教育科目、他学部・他大学開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		74	12	62	12単位は第8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に算入することはできない。
合 計		124	62	62	

2 異系統出身者 包括56単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く32単位認定。
外国語科目第1類		4	4	0	
教養教育科目、外国語科目第2類・第3類(ベーシック英語を除く)、保健体育科目、外国人及び帰国生科目、留学科目(4単位まで)、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	8	0	
導入科目		4	2	2	
専門教育科目、他学部・他大学開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目		74	8	66	8単位は第8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に算入することはできない。
合 計		124	56	68	

2020年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下この細則中では「学則」という。）第21条の規定に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）法学部学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同第21条別表第2の履修方法に従い、所定の単位を修得しなければならない。ただし、早期卒業の場合、演習二部及び卒業試験の単位を修得する必要はない。

2 次の各号のいずれかの試験に合格した場合、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、単位認定の申請を行い、その申請が認められたとき、専門教育科目第7類卒業試験の単位を与えることができる。

- (1) 司法試験予備試験
- (2) 司法書士試験
- (3) 弁理士試験
- (4) 行政書士試験
- (5) 宅地建物取引士試験
- (6) 土地家屋調査士試験
- (7) 不動産鑑定士試験
- (8) マンション管理士試験
- (9) 社会保険労務士試験
- (10) 公認会計士試験
- (11) 税理士試験
- (12) 知的財産管理技能検定1級
- (13) 知的財産管理技能検定2級
- (14) ビジネス著作権検定上級
- (15) ビジネス著作権検定初級
- (16) 法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験
- (17) 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験
- (18) ビジネス実務法務検定試験1級
- (19) ビジネス実務法務検定試験2級
- (20) ビジネス実務法務検定試験3級

3 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験の合格に基づき、専門教育科目第7類卒業試験の単位を認定された場合、専門教育科目第8類法学専門技能について単位認定の申請を行うことはできない。

(教職課程)

第3条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(開講基準)

第4条 授業科目は、学部が定める学年次を開講する。ただし、特別の事情のある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(受講の制限)

第5条 講義は、その内容、教室の都合等により受講資格の限定又は受講人数の制限をすることがある。

(配当年次の履修)

第6条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修しなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

2 特別な開講形態をとる科目については、前項と異なる取扱いをすることがある。

(選択受講及び講義指定)

第7条 同一科目につき、2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上、受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、再履修の学生については、受講すべき講義の指定について例外的な扱いを許す場合がある。

(学年次履修登録制限)

第8条 各学年次に履修登録をすることができる単位数は以下のとおりとする。ただし、外国語科目第3類、教育職員免許状の教科に関する科目及び教職等に関する科目は、これらの単位数に算入しない。

- (1) 第1学年 40単位以下
- (2) 第2学年 40単位以下
- (3) 第3学年 40単位以下
- (4) 第4学年 46単位以下

2 前項の規定にかかわらず、第2学年次又は第3学年次の学生は、履修登録をする前年度の成績がGPA3.0以上の場合には、44単位まで履修登録することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、編入学生、転学部学生及び再入学生は、必要な指導を経た上で、編入学、転学部又は再入学した年度に46単位まで履修登録をすることができる。

(履修登録届)

第9条 履修しようとする授業科目は、別に定める期間中に登録しなければならない。

2 前項の手続をしない者は、受講することができない。

3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。

4 同一授業科目を同時に2つ以上登録することはできない。

5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。この場合において、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

(履修登録の修正及び履修辞退)

第9条の2 履修登録の修正及び履修辞退については、東北学院大学履修規程を適用する。

(外国人留学生及び帰国生の履修及び科目の振替)

第10条 外国人留学生及び帰国生の非専門科目の履修については、学則第21条別表第2の履修方法に従い、その一定範囲の単位を外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

(試験の実施)

第11条 試験の実施に関しては、学則第37条及び同条の規定に基づく東北学院大学試験施行細則によるものとする。

(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第12条 転学部、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、休学後復学した者の履修は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第13条 編入学生の履修については、編入時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

第14条 授業科目については、学則第24条の2の定

める基準により単位を授与する。

- 2 1度単位を修得した授業科目を再度受講しても単位は認めない。

(編入学生及び転学部学生の単位認定)

第14条の2 編入学前の大学等で修得した単位については、本学部教授会の議を経て学部の単位として認定することができる。この場合において、単位認定は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める別表に従い包括認定を行うものとする。

- (1) 第2学年次編入学生の包括認定 別表1
(2) 第3学年次編入学生の包括認定 別表2

- 2 転学部学生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第15条 大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、法学部教授会の議を経て、30単位を限度として認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第15条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 前3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて44単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第15条の3 本学が指定する英語の検定試験で一定の成績を修めた者が、所定の期間内に単位認定の申請手続を行い、その申請が認められた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、外国語科目第1類英語ⅠA、英語ⅠB、英語ⅡA及び英語ⅡBのうち未履修科目2単位まで、別表3の定めるところにより、単位及び成績評価を与えることができる。この場合において、単位認定された科目の成績評価は、別表3に基づき行う。

- 2 前項に定める申請は、申請を受け付ける月の1日から遡って24か月以内に認定された検定試験に限り、在学中1度のみとする。ただし、認定証に認定日の記載がない検定試験については、受験日を認定日とみなすことができる。

- 3 第1項を適用するに当たっては、申請者が授業科目英語ⅡA又は英語ⅡBのうち1つの単位を既に修得している場合、単位を修得していない一方の英語Ⅱの単位及び成績評価を与え、英語ⅡA及び英語ⅡBの両方の単位を修得している場合、コミュニケー

ション技能の単位を与えるものとする。

- 4 第1項に基づいて1年次に英語ⅡA及び英語ⅡBの単位が認められた場合は、2年次の履修科目登録において、登録上限単位数にこの2科目の単位を含めないものとする。

- 5 次の各号に定める外国語の検定試験に合格し、申請があった場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を与えた上で、対応する外国語科目ⅠBの単位を与えることができる。

- (1) 実用フランス語技能検定3級
(2) ドイツ語技能検定3級
(3) 中国語検定3級
(4) 「ハングル」能力検定3級以上

- 6 法学検定試験は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、法学検定スタンダード〈中級〉コース試験に合格し、単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合に専門教育科目第8類法学専門技能の単位を与えることができる。

- 7 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験の合格に基づき、専門教育科目第8類法学専門技能の単位を認定された場合、専門教育科目第7類卒業試験について法学検定スタンダード〈中級〉コース試験の合格に基づく単位認定の申請を行うことはできない。

(早期卒業)

第16条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(事務)

第17条 この細則に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改 廃)

第18条 この細則の改廃は、法学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月15日改正第147号)

この細則は、2021年10月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

再入学者の取扱いについて

願い出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は再入学した学年の学科課程を適用します。

年度を超えた復籍者の取扱いについて

願い出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ復籍した学年の学科課程を適用します。

別表 1 編入学生の包括認定について（第14条の2関係）

◆第2学年次編入学生の包括認定（同系統出身者包括30単位、異系統出身者包括28単位）

1 同系統出身者 包括30単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	20	14	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	4	4	
導入科目		4	4	0	
専門教育科目 第1類～第9類		72	0	72	
合 計		124	30	94	

2 異系統出身者 包括28単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	20	14	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	4	4	
導入科目		4	2	2	
専門教育科目 第1類～第9類		72	0	72	
合 計		124	28	96	

別表2 編入学生の包括認定について（第14条の2関係）

◆第3学年次編入学生の包括認定（同系統出身者包括62単位、異系統出身者包括56単位）

1 同系統出身者 包括62単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除いて32単位認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	8	0	
導入科目		4	4	0	
専門教育科目 第1類～第9類、他学部・他大学開講専門教育科目		72	12	60	12単位は第8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に算入することはできない。
合 計		124	62	62	

※既修得単位が62を下回る場合は、既修得単位だけを認定する。それによる卒業所要単位の増加分は専門教育科目で履修するものとする。

2 異系統出身者 包括56単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除いて32単位認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	8	0	
導入科目		4	2	2	
専門教育科目 第1類～第9類、他学部・他大学開講専門教育科目		72	8	64	8単位は第8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に算入することはできない。
合 計		124	56	68	

※既修得単位が56を下回る場合は、既修得単位だけを認定する。それによる卒業所要単位の増加分は専門教育科目で履修するものとする。

別表3 （第15条の3関係）

試験名称	成績評価への換算スコア（上段は英語ⅠA、英語ⅠB、下段は英語ⅡA、英語ⅡB）			
	90点	95点	100点	
	85点	90点	95点	100点
ケンブリッジ英語検定	140－	147－	153－	160－
実用英語技能検定（一次＋二次）	2級(1980－)	2級(2088－)	2級(2196－)	準1級(2304－)
GTEC	960－	1037－	1113－	1190－
IELST	4.0－	4.5－	5.0－	5.5－
TEAP	225－	253－	281－	309－
TEAP CBT	420－	480－	540－	600－
TOEFL iBT	42－	52－	62－	72－
TOEIC (L&R)／TOEIC (S&W)	790－	891－	994－	1095－

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。

15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容の理解に努めて下さい。

2019（平成31）年度入学生適用

（趣 旨）

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下この細則中では「学則」という。）第21条の規定に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）法学部学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

（卒業要件）

第2条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同第21条別表第2の「履修方法」に従い、所定の単位を修得しなければならない。ただし、早期卒業の場合、演習二部及び卒業試験の単位を修得する必要はない。

2 次の各号のいずれかの試験に合格した場合、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、単位認定の申請を行い、その申請が認められたとき、専門教育科目第7類「卒業試験」の単位を与えることができる。

- (1) 司法試験予備試験
- (2) 司法書士試験
- (3) 弁理士試験
- (4) 行政書士試験
- (5) 宅地建物取引士試験
- (6) 土地家屋調査士試験
- (7) 不動産鑑定士試験
- (8) マンション管理士試験
- (9) 社会保険労務士試験
- (10) 公認会計士試験
- (11) 税理士試験
- (12) 知的財産管理技能検定1級
- (13) 知的財産管理技能検定2級
- (14) ビジネス著作権検定上級
- (15) ビジネス著作権検定初級
- (16) 法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験
- (17) 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験
- (18) ビジネス実務法務検定試験1級
- (19) ビジネス実務法務検定試験2級
- (20) ビジネス実務法務検定試験3級

3 「法学検定スタンダード〈中級〉コース試験」の合格に基づき、専門教育科目第7類「卒業試験」の単位を認定された場合、専門教育科目第8類「法学専門技能」について単位認定の申請を行うことはできない。

（教職課程）

第3条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

（開講基準）

第4条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、特別の事情のある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

（受講の制限）

第5条 講義は、その内容、教室の都合等により受講資格の限定、又は受講人数の制限をすることがある。

（配当年次の履修）

第6条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で

履修しなければならない。ただし、在学年次より下級学年次の授業科目は履修できる。

2 特別な開講形態をとる科目については、前項と異なる取扱いをすることがある。

（選択受講及び講義指定）

第7条 同一科目につき、2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上、受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、再履修の学生については、受講すべき講義の指定について例外的な扱いを許す場合がある。

（学年次履修登録制限）

第8条 各学年次に履修登録をすることができる単位数は以下のとおりとする。ただし、外国語科目第3類、教育職員免許状の教科に関する科目及び教職等に関する科目は、これらの単位数に算入しない。

- (1) 第1学年 40単位以下
- (2) 第2学年 40単位以下
- (3) 第3学年 40単位以下
- (4) 第4学年 46単位以下

2 前項の規定にかかわらず、第2学年又は第3学年の学生は、履修登録をする前年度の成績がGPA3.0以上の場合には、44単位まで履修登録することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第3学年次編入学生、転学部学生及び再入学生は、必要な指導を経た上で、第3学年次に46単位まで履修登録をすることができる。

（履修登録届）

第9条 履修しようとする授業科目は、別に定める期間中に登録しなければならない。

2 前項の手続をしない者は、受講することができない。

3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。

4 同一授業科目を同時に2つ以上登録することはできない。

5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。この場合において、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

（履修登録の修正及び履修辞退）

第9条の2 履修登録の修正及び履修辞退については、東北学院大学履修規程を適用する。

（外国人留学生及び帰国生の履修及び科目の振替）

第10条 外国人留学生及び帰国生の非専門科目の履修については、学則第21条別表第2の「履修方法」に従い、その一定範囲の単位を外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

（試験の実施）

第11条 試験の実施に関しては、学則第37条及び同条の規定に基づく東北学院大学試験施行細則によるものとする。

（転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修）

第12条 転学部、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則

を適用する。また、休学後復学した者の履修は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第13条 編入学生の履修については、編入時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

第14条 授業科目については、学則第24条の2の定める基準により単位を授与する。

- 2 1度単位を修得した授業科目を再度受講しても単位は認めない。

(編入学生及び転学部学生の単位認定)

第14条の2 編入学前の大学等で修得した単位については、本学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合において、単位認定は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める別表に従い包括認定を行うものとする。

- (1) 第2学年次編入学生の包括認定 別表1
(2) 第3学年次編入学生の包括認定 別表2

- 2 転学部学生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第15条 大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、法学部教授会の議を経て、30単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第15条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて44単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第15条の3 外国語の検定試験において所定の成績を取得し、必要な申請があった場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を与えた上で、次の各号に定める検定試験の成績に応じ、当該各号に定める本学の授業科目の単位を与えることができる。

- (1) 実用英語検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上又はTOEICスコア550点以上 「英語ⅡA」及び「英語ⅡB」
(2) 実用フランス語検定3級、ドイツ語技能検定

3級、中国語検定3級及びハングル技能検定3級以上 当該外国語ⅠB

- 2 前項各号において、単位を与えるべき授業科目の単位をすでに修得している場合は、「コミュニケーション技能」の単位とする。
- 3 第1項第1号において、単位を与えるべき授業科目の1つの単位をすでに修得している場合は、修得していない授業科目の単位または「コミュニケーション技能」の単位とする。
- 4 法学検定試験は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、「法学検定スタンダード〈中級〉コース試験」に合格し、単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合に専門教育科目第8類「法学専門技能」の単位を与えることができる。
- 5 「法学検定スタンダード〈中級〉コース試験」の合格に基づき、専門教育科目第8類「法学専門技能」の単位を認定された場合、専門教育科目第7類「卒業試験」について単位認定の申請を行うことはできない。

(事務)

第16条 この細則に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、法学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

再入学者の取扱いについて

願い出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は再入学した学年の学科課程を適用します。

年度を超えた復籍者の取扱いについて

願い出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ復籍した学年の学科課程を適用します。

別表 1 編入学生の包括認定について（第14条の2関係）

◆第2学年次編入学生の包括認定（同系統出身者包括30単位、異系統出身者包括28単位）

1 同系統出身者 包括30単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	20	14	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	4	4	
導入科目		4	4	0	
専門教育科目 第1類～第9類		72	0	72	
合 計		124	30	94	

2 異系統出身者 包括28単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	20	14	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	4	4	
導入科目		4	2	2	
専門教育科目 第1類～第9類		72	0	72	
合 計		124	28	96	

別表2 編入学生の包括認定について（第14条の2関係）

◆第3学年次編入学生の包括認定（同系統出身者包括62単位、異系統出身者包括56単位）

1 同系統出身者 包括62単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除いて32単位認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	8	0	
導入科目		4	4	0	選択必修
専門教育科目 第1類～第9類、他学部・他大学開講専門教育科目		72	12	60	12単位は第8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に算入することはできない。
合 計		124	62	62	

※既修得単位が62を下回る場合は、既修得単位だけを認定する。それによる卒業所要単位の増加分は専門教育科目で履修するものとする。

2 異系統出身者 包括56単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		34	32	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除いて32単位認定
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目 第1類		4	4	0	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	8	0	
導入科目		4	2	2	
専門教育科目 第1類～第9類、他学部・他大学開講専門教育科目		72	8	64	8単位は第8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に算入することはできない。
合 計		124	56	68	

※既修得単位が56を下回る場合は、既修得単位だけを認定する。それによる卒業所要単位の増加分は専門教育科目で履修するものとする。

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。
 本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。
 つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。
 15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。
 これを事前、事後の学習と呼んでいます。
 しっかりと予習、復習を行って、授業内容の理解に努めて下さい。

平成29年度～平成30年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下この細則中では「学則」という。）第21条の規定に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）法学部学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同第21条別表第2の「履修方法」に従い、所定の単位を修得しなければならない。ただし、早期卒業の場合、演習二部及び卒業試験の単位を修得する必要はない。

2 次の各号のいずれかの試験に合格した場合、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、単位認定の申請を行い、その申請が認められたとき、専門教育科目第7類「卒業試験」の単位を与えることができる。

- (1) 司法試験予備試験
- (2) 司法書士試験
- (3) 弁理士試験
- (4) 行政書士試験
- (5) 宅地建物取引士試験
- (6) 土地家屋調査士試験
- (7) 不動産鑑定士試験
- (8) マンション管理士試験
- (9) 社会保険労務士試験
- (10) 公認会計士試験
- (11) 税理士試験
- (12) 知的財産管理技能検定1級
- (13) 知的財産管理技能検定2級
- (14) ビジネス著作権検定上級
- (15) ビジネス著作権検定初級
- (16) 法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験
- (17) 法学検定スタンダード〈中級〉コース試験
- (18) ビジネス実務法務検定試験1級
- (19) ビジネス実務法務検定試験2級
- (20) ビジネス実務法務検定試験3級

3 「法学検定スタンダード〈中級〉コース試験」の合格に基づき、専門教育科目第7類「卒業試験」の単位を認定された場合、専門教育科目第8類「法学専門技能」について単位認定の申請を行うことはできない。

(教職課程)

第3条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(開講基準)

第4条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、特別の事情のある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(受講の制限)

第5条 講義は、その内容、教室の都合等により受講資格を限定し、又は受講人数を制限することがある。

(配当年次の履修)

第6条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で

履修しなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

2 特別な開講形態をとる科目については、前項と異なる取扱いをすることがある。

(選択受講及び講義指定)

第7条 同一科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上、受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、再履修の学生については、受講すべき講義の指定について例外的な扱いを許す場合がある。

(学年次履修登録制限)

第8条 各学年次に履修登録をすることができる単位数は以下のとおりとする。ただし、自由科目、教育職員免許状の教科に関する科目、教職等に関する科目は、これらの単位数に算入しない。

- 第1学年 44単位以下
第2学年 44単位以下
第3学年 44単位以下
第4学年 48単位以下

2 前項の規定にかかわらず、第3学年次編入学生、転学部学生及び再入学生は、必要な指導を経た上で、第3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。

(履修登録届)

第9条 履修しようとする授業科目を、学事暦の定める期間中に登録しなければならない。

2 前項の手続をしない者は、受講することができない。

3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。

4 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。

5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

(履修登録の修正及び履修辞退)

第9条の2 履修登録の修正及び履修辞退については、東北学院大学履修規程を適用する。

(外国人留学生及び帰国生の履修及び科目の振替)

第10条 外国人留学生及び帰国生の非専門科目の履修については、学則第21条別表第2の「履修方法」に従い、その一定範囲の単位を外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

(試験の実施)

第11条 試験の実施に関しては、学則第37条及び同条の規定に基づく「試験施行細則」によるものとする。

(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第12条 転学部、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、休学後復学した者の履修は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第13条 編入学生の履修については、編入時の学科

課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

第14条 授業科目については、学則第24条の2の定める基準により単位を授与する。

2 一度単位を修得した授業科目を再度受講しても単位は認めない。

(編入学生及び転学部学生の単位認定)

第14条の2 編入学前の大学等で修得した単位については、本学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合の単位認定については、次に掲げる定めに従って、包括認定を行うものとする。

(1) 第2学年次編入学生の包括認定は、別表1に従う。

(2) 第3学年次編入学生の包括認定は、別表2に従う。

2 転学部学生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第15条 大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学者は、入学した学生、本学入学前の既修得単位は、教授会の議を経て、30単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第15条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第15条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて44単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第15条の3 外国語の検定試験において所定の成績を取得し、必要な申請があった場合、学則第24条の第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を与えた上で、次の各号に従い、本学の授業科目の単位を与えることができる。

(1) 実用英語検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかの場合、英語ⅡA及び英語ⅡBの単位とする。

(2) 実用フランス語検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級及びハングル技能検定3級

以上の場合は、当該外国語ⅡBの単位とする。

(3) 前2号において、単位を与えるべき授業科目の単位をすでに修得している場合は、「コミュニケーション技能」の単位とする。

(4) 第1号において、単位を与えるべき授業科目の一つの単位をすでに修得している場合は、修得していない授業科目の単位または「コミュニケーション技能」の単位とする。

2 法学検定試験は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に専門教育科目第8類「法学専門技能」の単位を与えることができる。

「法学検定スタンダード〈中級〉コース試験」に合格し、単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

3 「法学検定スタンダード〈中級〉コース試験」の合格に基づき、専門教育科目第8類「法学専門技能」の単位を認定された場合、専門教育科目第7類「卒業試験」について単位認定の申請を行うことはできない。

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、法学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2017(平成29)年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

再入学者の取り扱いについて

願い出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は再入学した学年の学科課程を適用します。

年度を超えた復籍者の取り扱いについて

願い出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ復籍した学年の学科課程を適用します。

別表 1 編入学生の包括認定について（第14条の2関係）

◆第2学年次編入学生の包括認定（同系統出身者包括30単位、異系統出身者包括28単位）

1 同系統出身者 包括30単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		36	20	16	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	4	4	
導入科目		4	4	0	
専門教育科目 第1類～第9類		70	0	70	
合 計		124	30	94	

2 異系統出身者 包括28単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		36	20	16	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目 第1類		4	2	2	
教養教育科目 学科教養科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、他学部・他大学開講非専門教育科目		8	4	4	
導入科目		4	2	2	
専門教育科目 第1類～第9類		70	0	70	
合 計		124	28	96	

別表2 編入学生の包括認定について（第14条の2関係）

◆第3学年次編入学生の包括認定（同系統出身者包括32単位、異系統出身者包括28単位）

1 同系統出身者 包括64単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		40	38	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く38単位認定。
外国語科目 第1類		2	2	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
教養教育科目 第1類～第2類 外国語科目 第2類～第3類 保健体育科目		6	6	0	
導入科目		4	4	0	
専門教育科目 第1類～第9類		74	12	62	12単位は第8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に算入することはできない。
合 計		128	64	64	

2 異系統出身者 包括52単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		40	38	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除いて38単位認定
外国語科目 第1類		2	2	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
教養教育科目 第1類～第2類 外国語科目 第2類～第3類 保健体育科目		6	6	0	
導入科目		4	2	2	
専門教育科目 第1類～第9類		74	2	72	2単位は第8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に算入することはできない。
合 計		128	52	76	

平成25年度～平成28年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下この細則中では「学則」とする。）第21条の規定に基づき、法学部学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同第21条別表第2の「履修方法」に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(教職課程)

第3条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(開講基準)

第4条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、特別の事情のある場合は、年度によって、特定の科目を開講しないことがある。

(受講の制限)

第5条 講義は、その内容、教室の都合等により受講資格を限定し、又は受講人数を制限することがある。

(配当年次の履修)

第6条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修しなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

2 特別な開講形態をとる科目については、前項と異なる取扱いをすることがある。

(選択受講及び講義指定)

第7条 同一科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上、受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、再履修の学生については、受講すべき講義の指定について例外的な扱いを許す場合がある。

(学年次履修登録制限)

第8条 各学年次に履修登録をすることができる単位数は次に定めるとおりとする。

ただし、自由科目、教育職員免許状の教科に関する科目、教職等に関する科目は、これらの単位数に算入しない。

第1学年 44単位以下

第2学年 44単位以下

第3学年 44単位以下

第4学年 48単位以下

2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、第3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。

(履修登録届)

第9条 履修しようとする授業科目を所定の科目登録届により、学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者は、受講することができない。

3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。

4 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。

5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

第9条の2 履修登録の修正については、東北学院大学履修規程を適用する。

(外国人留学生及び帰国生の履修及び科目の振替)

第10条 外国人留学生及び帰国生の非専門科目の履修については、学則第21条別表第2の「履修方法」に従い、その一定範囲の単位を外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

(試験の実施)

第11条 試験の実施に関しては、学則第37条及び同条の規定に基づく「試験施行細則」によるものとする。

(転学部、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修)

第12条 転学部、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、休学後復学した者の履修は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第13条 編入学生の履修については、編入時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

第14条 授業科目については、学則第24条の2に定める基準により単位を授与する。

2 一度単位を修得した授業科目を再度受講しても単位は認めない。

(編入学生及び転学部生の単位認定)

第14条の2 編入学前の大学等で修得した単位については、法学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合の単位認定については、別表に従って包括認定を行うものとする。

2 転学部生の単位認定については、前項の規定を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第15条 大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、学部教授会の議を経て、30単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第15条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の

履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第15条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて44単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第15条の3 実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第2類「英語ⅡA（実用）」及び「英語ⅡB（実用）」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL（Internet-Based Total Score）56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 2 既に「英語ⅡA（読解）」、「英語ⅡB（読解）」、「英語ⅡA（会話）」又は「英語ⅡB（会話）」の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。
- 3 実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル能力検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第3類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル能力検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 4 既に外国語科目第3類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語につき前項に該当する場合も同様とする。
- 5 第2項及び第4項の場合、申請により、当該科目に代えて、必要な指導を受けたうえで専門教育科目第8類「コミュニケーション技能」の単位を与えることができる。
- 6 法学検定試験は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に専門教育科目第8類「法学専門技能」の単位を与えることができる。

必要な指導を受けたうえで「スタンダード〈中級〉コース試験」に合格し、単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、法学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 2 第9条の2は2013（平成25）年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この細則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 2 第8条第2項の編入学生及び再入学生については2015（平成27）年度入学生から適用し、法学部への転学部生については2015（平成27）年度以降に転学部した学生から適用する。

〔別表〕 編入学生の包括認定について（第14条の2関係）

◆編入学生の包括認定（同系統出身者包括64単位、異系統出身者包括52単位）

1 同系統出身者 包括64単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		40	38	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く38単位認定。
外国語科目 第1類		2	2	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
教養教育科目 第1類～第2類 外国語科目 第2類～第3類 保健体育科目		6	6	0	
導入科目		4	4	0	
専門教育科目 第1類～第9類		74	12	62	12単位は8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に参入することはできない。
合 計		128	64	64	

2 異系統出身者 包括52単位

科目区分	単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目		40	38	2	「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「キリスト教学C」及び「キリスト教学D」を除く38単位認定。
外国語科目 第1類		2	2	0	
外国語科目 第2類		2	2	0	
教養教育科目 第1類～第2類 外国語科目 第2類～第3類 保健体育科目		6	6	0	
導入科目		4	2	2	
専門教育科目 第1類～第9類		74	2	72	2単位は8類で修得したものと認定する。なお、認定単位はコース別卒業単位に参入することはできない。
合 計		128	52	76	